

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第68号

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（被服の支給等） 第 2 条 〔略〕 2 〔略〕 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第 1 項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては 2 着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては 3 着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては 2 個とする。 4 〔略〕	（被服の支給等） 第 2 条 〔略〕 2 〔略〕 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第 1 項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては 2 着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては 3 着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては 2 個とする。 4 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。